

## 第1節 災害直前活動

総務課 建設水道課  
産業振興課 消防署

### 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象注意報・警報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。

### 第2 活動の内容

#### 1 警報等の住民に対する伝達活動

気象注意報・警報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

- (1) 町は、各機関から受けた注意報・警報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、注意報・警報等の補填に努める。
- (2) 町において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。
- (3) 伝達責任者及び措置は次のとおりとする。

##### ア 勤務時間中の取扱い

###### (7) 伝達責任者

注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務課長とする。ただし、農畜林産物に関するものは産業振興課長とする。

###### (4) 措置

- a 総務課長は、受領した警報等を直ちに、町長等及び関係課長等に連絡する。
- b 連絡を受けた関係課長等は、取るべき措置について町長の指示を受け、関係者（機関）等に連絡するとともに、その措置に当たる。
- c 予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに住民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。

##### イ 勤務時間外の取扱い

###### (7) 伝達責任者

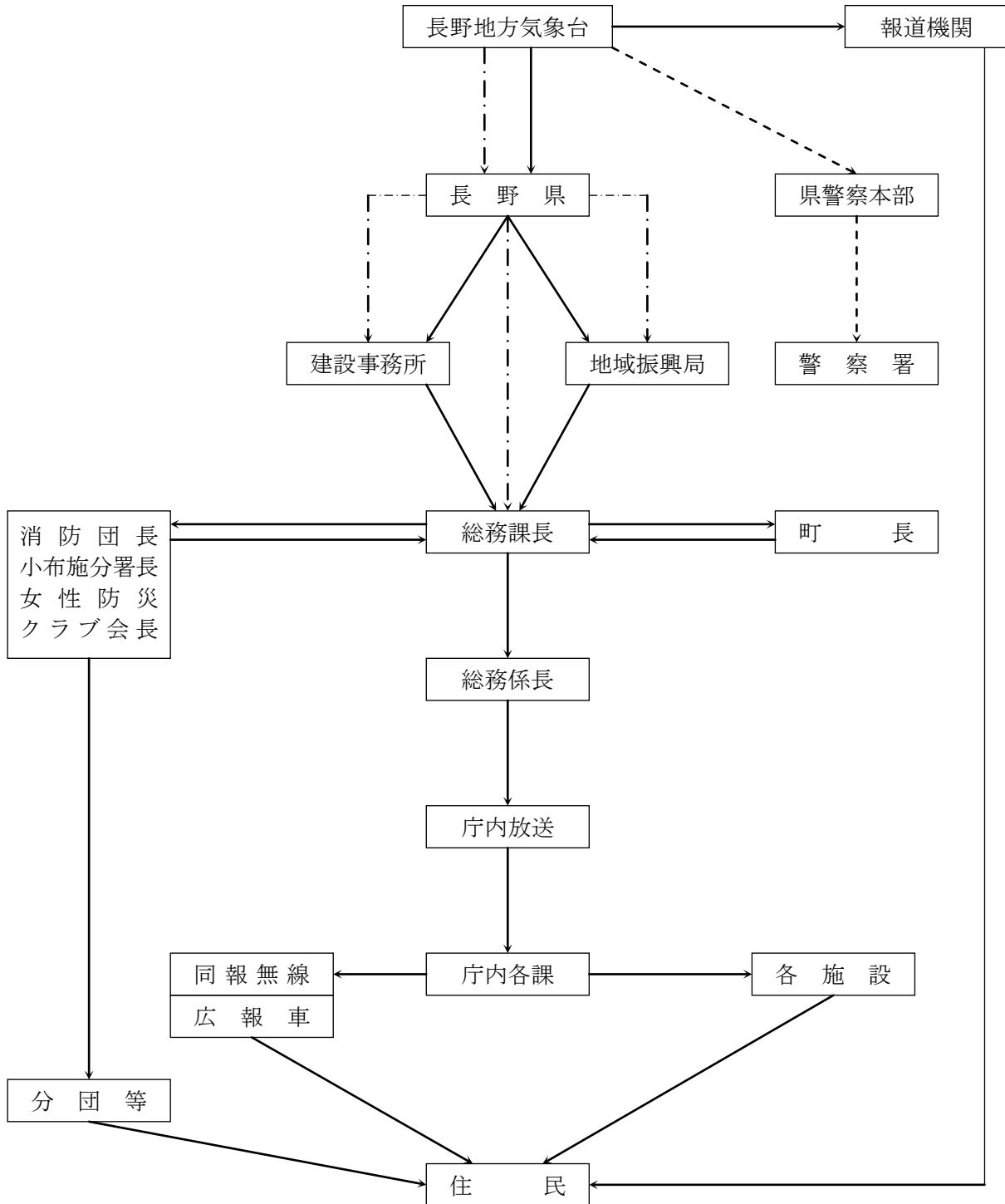
勤務時間外及び休日における警報等の伝達責任者は、宿日直者とする。

###### (4) 措置

- a 宿日直者は、受領した警報等を直ちに総務課長に報告するとともに、その指示に従い関係課長、消防署分署長、消防団長及び女性防災クラブ会長に連絡する。
- b 以下、アの勤務時間中の取扱いに準じて措置する。

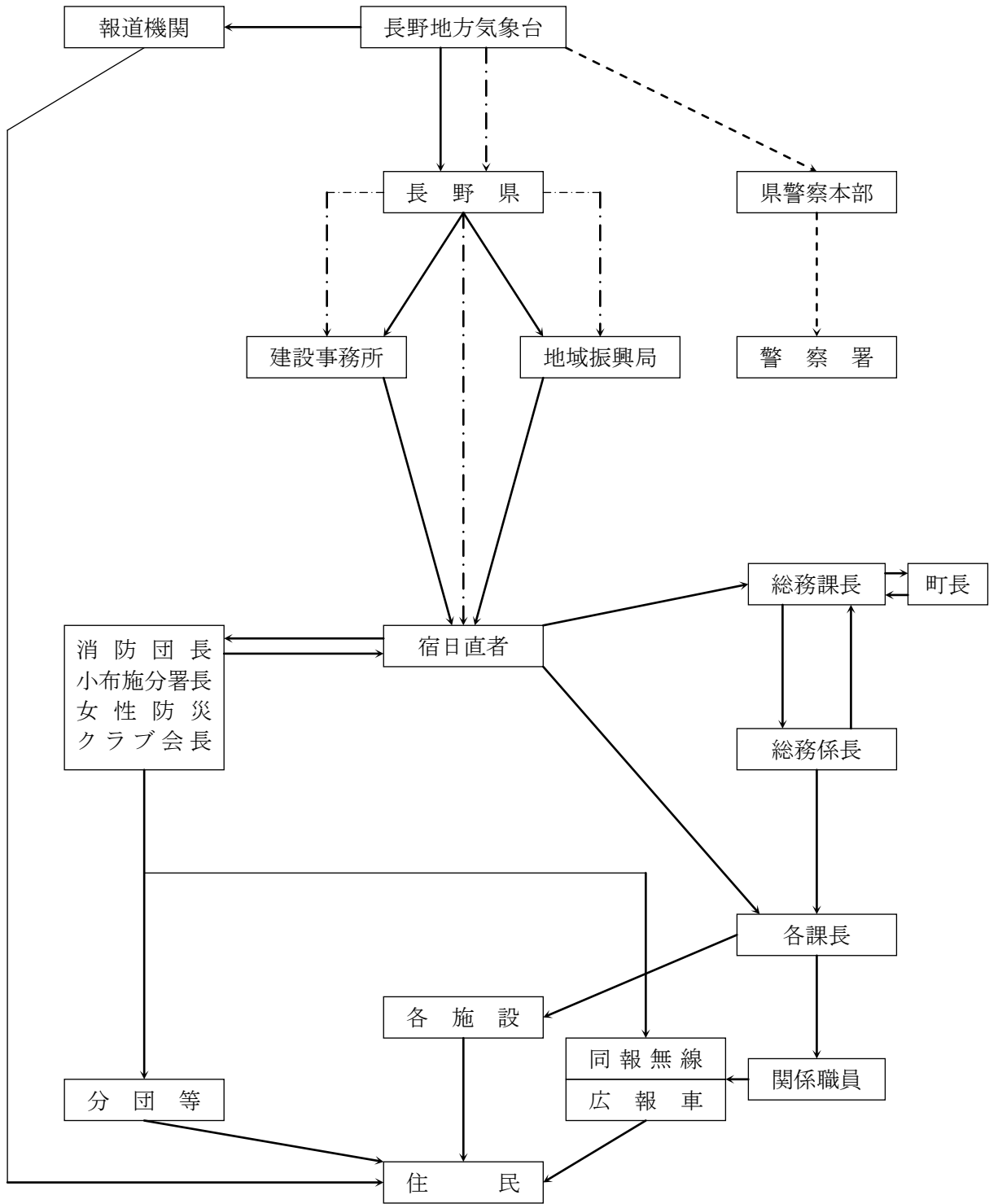
気象警報等の受理伝達系統

〈勤務時間中〉



----- 警報のみ  
 - - - - - 県防災行政無線FAXによる

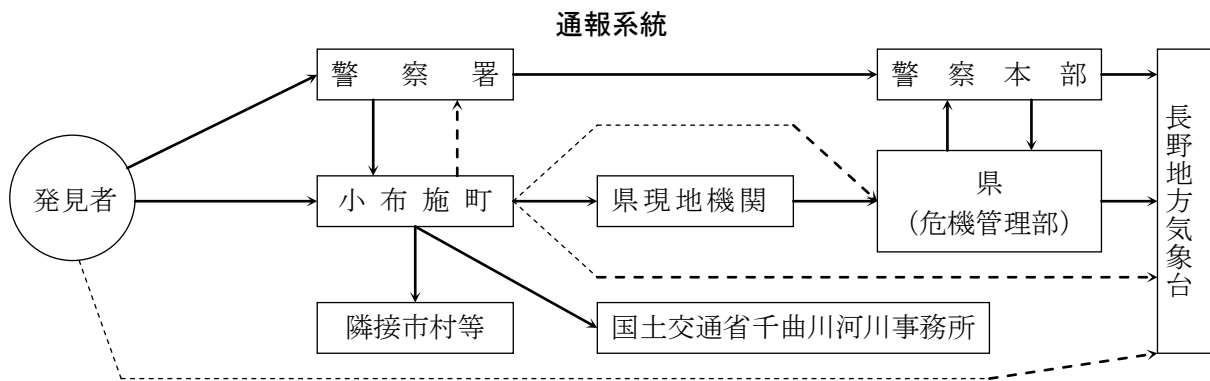
〈勤務時間外（夜間、休日）〉



..... 警報のみ  
 - - - - - 県防災行政無線FAXによる

## 2 異常現象発見時の通報

- (1) 風水害等が発生又は拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により町（総務課又は関係課）若しくは警察署に、速やかにその情報を通報する。
- (2) 通報を受けた町職員又は警察署は、次の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。  
 その際町長は、長野地域振興局、須坂建設事務所、長野保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市村へ通報する。
- (3) その他の関係機関は、次の通報系統によりそれぞれ関係機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。



(----- は、副系統を示す。)

## 3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、本章第14節「避難受入れ及び情報提供活動」により、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

## 4 災害の未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

### (1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

### (2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水の発生が予想される場合には、堰堤、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに、住民に対して周知する。

### (3) 道路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

〈特別警報基準〉

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

〔注〕発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

〈警報・注意報発表基準〉

（令和2年8月6日現在）  
発表官署 長野地方气象台

小布施町	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	長野地域		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	8
		土砂災害	土壌雨量指数基準	100
	洪水	流域雨量指数基準	松川流域＝18.6、八木沢川流域＝8.6、篠井川流域＝8.9、浅川流域＝11.9	

		複合基準※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 {立ヶ花}	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	松川流域=14.8、八木沢川流域=6.9、篠井川流域=8.9、浅川流域=9.5	
		複合基準※1	千曲川流域=(5,45)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 {立ヶ花}	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※2		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			

	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※<sup>1</sup>（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※<sup>2</sup> 湿度は長野地方気象台の値。

〈参考〉

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

## 2 水防法に基づく警報等

### (1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の標題	発 表 基 準
洪 水 警 報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪 水 注 意 報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

### (2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

### (3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動が必要と予測されたとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7 m/sを超える見込みのとき。 3 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項(1)の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指しして発表する気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計



	を組み合わせた分析) した場合。 具体的には、1時間雨量100mm以上の場合。
--	--

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
関東甲信地方気象情報	
長野県気象情報	

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	市町村ごと
千曲川・犀川に対する 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川 河川事務所 } 協議	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という）
	須坂建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）

③ 〈2. 応急〉第1節 災害直前活動

火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 須坂建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設砂防課	共同 市町村ごと
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第2節	災害情報の収集・連絡活動	251	<p>「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地震」及び「震災」を「風水害」に</li> <li>● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に</li> </ul>

## 第3節 非常参集職員の活動

全 課

### 第1 基本方針

町は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得てその組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

### 第2 活動の内容

具体的な計画については、第2編第2章第2節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、配備体制については、次のとおりとする。

#### 1 職員の配備体制

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備 (警戒配備)	1 大雨、強風、洪水等の注意報・警報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により町長が指示したとき。	情報収集及び連絡活動のほか、特に関係のある部門等の少数人員で直ちに応急措置を講じ、状況により第2配備に円滑に移行し得る体制とする。
第2配備 (非常配備)	1 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき。 2 町内に局地的な災害が発生したとき。 3 その他必要により町長が指示したとき。	第1配備につく部門等のほか災害応急対策に関係のある部門等の所要人員で情報収集、連絡活動及び災害応急対策を実施し、又は事態の推移に伴い、直ちに第3配備に切り換え得る体制とする。
第3配備 (緊急配備)	1 小布施町災害対策本部が設置されたとき。 2 本部は設置されないが激甚な災害が発生し、第2配備では処理できないものと町長が指示したとき。	<b>(災害対策本部の設置)</b> 災害応急対策に関係のある部門等の全職員及び応援を求められた部門等の職員が当たる。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第4節	広域相互応援活動	295	「第2編 震災対策編」を使用し、 本文中の次の表記を読み替えて使 用する。 ●「地震」及び「震災」を「風水 害」に ●「耐震性」を「風水害に対する 安全性」に
第5節	ヘリコプターの運用計画	321	
第6節	自衛隊の災害派遣	323	
第7節	救助・救急・医療活動	327	
第8節	消防活動	330	

## 第9節 水防活動

### 第1 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合は、これを警戒し、防御し、又は被害を軽減するため、「小布施町水防計画」に基づき、水防体制を確立し、水防活動を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 水防本部の設置

##### (1) 設置要領

ア 町長は、町域において水害が発生し、又は発生が予想される場合は、水防本部を設置する。

イ 水防本部は、小布施町役場に置く。

ウ 水防本部の組織体制については、災害対策本部体制に準ずるものとする（資料1-2・1-3参照）。なお、水防本部設置後に災害対策本部が設置された場合には、水防本部は廃止し、災害対策本部の体制により活動するものとする。

#### 2 職員及び消防団員の招集

##### (1) 招集の発令

水防本部長（町長）（以下「水防本部長」という。）は、水害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、本部員、消防署員及び消防団員の非常招集を発令する。

配備時期及び動員規模等については、本章第3節「非常参集職員の活動」及び資料1-1による。

##### (2) 出動

ア 本部員、消防署員及び消防団員は、出動の命令を受けたときは、特に指定された場所のほか、速やかに小布施町役場又は待機場所に出動しなければならない。

イ 本部員、消防署員及び消防団員は、気象警報その他により、事前に水害が予想される場合は、出動の命令を待つことなく、自発的に前項の場所に出動し、所属長の指揮を受けるものとする。

#### 3 水防隊の活動

水防活動をより円滑、効果的に実施するため、水防本部組織のうち水防長（消防団長）（以下「水防長」という。）以下の組織をもって、実際に行動する部隊を水防隊（消防団）（以下「水防隊」という。）と総称する。

##### (1) 河川の警戒・巡視

ア 警戒担当区域は、分団管轄区域内とするが、災害状況によっては特命その他により必要地域を応援するものとする。

分 団 名	警 戒 担 当 河 川
第1分団第1部	松 川（旧上松川橋から松川橋まで）
第1分団第2部	松 川（旧上松川橋から松川橋まで）
第1分団第3部	松 川（松川橋から鉄橋まで）
第2分団第1部	松 川（鉄橋から曲流まで）
第2分団第2部	千曲川（松川曲流から山王島と北部の境界まで）
第2分団第3部	千曲川（山王島と北部の境界から中野市の境界まで）
第3分団第1部	必要方面へ応援する。
第3分団第2部	必要方面へ応援する。
第3分団第3部	松 川（旧上松川橋から上流）

イ 監視・警戒活動によって、損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

(2) 水位の観測

ア 増水状況の調査

水防長は、気象状況により相当の降雨量があると認めるときは、町域内の各河川等の増水状況について消防署員及び消防団員に調査させ、関係機関に通報する。

イ 千曲川水位の観測

(ア) 水防長は、消防署員及び消防団員による調査員を定め、水防警報が発令されたときは、千曲川水位の状況を調査させる。

(イ) 水防長は、必要により調査、観測結果を水防本部長に報告する。

(3) 水防活動の実施

水防長は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

(4) 水防資器材の確保（資料6-2）

ア 水防活動中、資器材に不足を生じた場合は、水防倉庫及び関係業者等から調達する。

イ 自らの力では十分な資器材が調達できないときは、県に要請して、その所管する資器材を借用する。

4 避難及び救助

(1) 避難指示

河川等の洪水、崖崩れ等により著しく危険が切迫したとき、水防本部長は、本章第14節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きの避難指示を行う。

(2) 避難誘導

避難の必要が生じた場合は、本章第14節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、混乱した避難住民を鎮静し安全に避難させる。

## 5 応援要請

### (1) 建設業者への応援要請

洪水、崖崩れ等に対処するために必要な場合は、建設業者へ出動を要請する。

### (2) その他水防機関との協力及び応援

#### ア 水防管理団体相互の協力及び応援

(7) 水防上必要があるときは、水防法第23条の規定により他の水防管理者、市町村長等に応援を求める。

(4) 他の市町村長、水防管理者、消防団長から応援を求められたとき、又は県水防本部長から指示があった場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応じるものとし、作業行動については応援を求めた水防管理者等の所轄のもとに行う。

(7) 隣接する水防管理団体は、協力、応援等についてあらかじめ相互に協定しておくものとする。

#### イ 警察官に対する出動要請

水防上必要があるときは、水防法第22条により警察署長に対し、警察官の出動を求める。

#### ウ 自衛隊の派遣要請

水防上必要があるときは、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣」により要請する。

## 6 費用、公費負担

### (1) 費用の負担

水防のために要した費用は、水防管理団体の負担とする。

ただし、相互応援協定により相互間で協議決定しているものについては、別とする。

### (2) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理団体又はその権限を委任された者は、水防法第28条の規定に基づき、次の物件等について公用負担を命じるものとする。

#### ア 必要な土地の一時使用

#### イ 土地、土石、竹木、その他資材の収用及び使用

#### ウ 運搬用具又は器具の使用

#### エ 工作物その他障害物の処分

## 7 水防解除

(1) 水位がはん濫注意水位以下に減じ、又は著しく水位が下降し水防作業の必要がなくなったときは、水防本部長は水防解除の指令を行うとともに、これを一般に周知させる。

(2) 水防作業員は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を報告する。

## 8 水防報告

### (1) 水防報告

各班長及び各方面水防隊長は、次の事項について水防本部長に対し、最も迅速な方法により報告する。

#### ア 配備体制報告



消防署員及び消防団員の出動状況並びに警備方法等について報告する。

イ 警戒状況報告

警備体制及びこれらの動向等水防本部長が警備上の措置を講ずるに必要な事項を報告する。

ウ 水災出動報告

水災防御活動等のため出動した水防隊の活動状況について報告する。

エ 被害状況報告

水災に関し、災害対策基本法第53条第1項に定める被害状況を報告する。

(2) 水防てん末報告

水防作業が終了したときは、各班長等は次の事項について遅滞なく水防本部長に対して報告する。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第10節	要配慮者に対する応急活動	352	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「震災」を「風水害」に ●「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第11節	観光客及び外国籍住民等に対する 応急活動	354	
第12節	緊急輸送活動	355	
第13節	障害物の処理活動	358	

## 第14節 避難受入れ及び情報提供活動

全 課

### 第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入対策を実施する。

その際、町は、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

### 第2 活動の内容

具体的な計画については、第2編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に準ずる。ただし、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）の発表時期及び判断の目安等については、次のとおりとする。

#### 1 土砂災害に係る避難指示等の時期

町長は、次の場合、土砂災害危険箇所内の住民に対し、避難指示等を発表する。

区 分	土砂災害危険箇所の状況等
高齢者等避難	○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化）が発見されたとき
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき
	○近隣で土砂災害が発生したとき ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき

#### 2 洪水災害に係る避難指示等の時期

町長は、河川の水位情報及び今後の気象情報等を勘案し、必要と認めるときは、浸水想定区域の住民に対し、避難指示等を行う。避難指示等に当たっての目安となる情報は、次のとおりである。

##### (1) 河川の水位（資料6－1参照）

水位の名称	水位の位置付け
水防団待機水位	・水防団が出動のために待機する水位
はん濫注意水位	・高齢者等避難の発令判断の目安 ・はん濫に関する情報に対する住民への注意喚起 ・水防団の出動の目安

避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の発令判断の目安</li> <li>・住民の避難判断の参考</li> </ul>
はん濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の発令判断の目安</li> <li>・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位</li> </ul>

(2) 河川の状況等

区 分	河 川 の 状 況 等
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫注意情報が発表されたとき</li> <li>○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫警戒情報が発表されたとき</li> <li>○近隣で浸水が拡大しているとき</li> <li>○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫危険情報又ははん濫発生情報が発表されたとき</li> <li>○堤防が決壊したとき</li> <li>○破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</li> <li>○近隣で床上浸水に及んでいるとき</li> <li>○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖の状況に至ったとき</li> </ul>

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第15節	食料品等の調達供給活動	391	<p>「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地震」及び「震災」を「風水害」に</li> <li>● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に</li> </ul>
第16節	飲料水の調達供給活動	393	
第17節	生活必需品の調達供給活動	395	
第18節	保健衛生、感染症予防活動	411	
第19節	遺体の捜索及び対策等の活動	413	
第20節	廃棄物の処理活動	415	
第21節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	417	
第22節	危険物施設等応急活動	418	
第23節	電気施設応急活動	421	
第24節	都市ガス施設応急活動	422	
第25節	上水道施設応急活動	439	
第26節	下水道等施設応急活動	440	
第27節	通信・放送施設応急活動	442	
第28節	鉄道施設応急活動	443	
第29節	災害広報活動	444	
第30節	土砂災害等応急活動	446	

## 第31節 建築物災害応急活動

総務課 教育委員会

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

### 第2 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 町の対策

ア 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

##### (2) 建築物の所有者等の対策

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

#### 2 文化財

##### (1) 町教育委員会の対策

ア 所有者、管理者等に対し、見学者の安全を確保するために避難誘導を行うよう指導する。

イ 所有者、管理者等に対し、文化財への立入り規制を行うよう指導する。

ウ 所有者、管理者等に対し、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずるよう指導する。

エ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。

##### (2) 所有者の対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第32節	道路及び橋梁応急活動	448	<p>「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地震」及び「震災」を「風水害」に</li> <li>● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に</li> </ul>
第33節	河川施設等応急活動	449	

## 第34節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

建設水道課 消防署

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

町は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

町域内の道路及び橋梁の被害について、町は、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

町は、次により二次災害の防止を図る。

##### (1) 危険物関係

##### ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

##### イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

町長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

##### ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

##### エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

##### (2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

#### 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

具体的な対策については、第2編第2章第32節「河川施設等応急活動」を参照のこと。

#### 4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を

講ずる必要がある。

町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

#### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

- (1) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第35節	農林産物災害応急活動	452	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「震災」を「風水害」に ●「耐震性」を「風水害に対する安全性」に



**第36節 文教活動**

教育委員会

**第1 基本方針**

小学校、中学校、認定こども園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児、児童及び生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、給食費の減免の措置を行う。

**第2 活動の内容****1 児童生徒等に対する避難誘導**

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動をする。

**(1) 登校する前の措置**

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、町教育委員会（以下「町教委」という。）にその旨連絡する。

**(2) 在校中の場合の措置**

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者へ引き渡しを行う。

イ 町長等から避難の指示があった場合、また学校長等の判断により必要が認められる場合は、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を町教委に報告するとともに、保護者、町及び関係機関に連絡する。

**(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護**

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

**2 応急教育計画**

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を

早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 町教委の対策

町教委は、県教育委員会（以下「県教委」という。）の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(4) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 学校長等の対策

学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに、教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復すよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(7) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(7) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(5) 授業の再開時には、町及びその他関係機関と緊密な連絡のもとに、登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (7) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

- (7) 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (4) 災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

**3 教科書の供与及び給食費の減免**

町及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与及び給食費の減免の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

- ア 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。
- イ 町における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

町教委は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

**4 認定こども園及び保育園における措置**

幼稚園及び保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

- ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を幼稚園長及び保育園長（以下「園長」という。）に指示する。
- イ 園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
- ウ 園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に

直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア 町は、園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。

イ 園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難場所へ避難させる。

ウ 園長は、前記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて、自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合園長は、速やかに町に報告する。

エ 園長は、避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

ア 町は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

イ 園長は、施設の被害状況を速やかに子ども支援係に報告する。

(4) 応急保育

町は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第37節	飼養動物の保護対策	477	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「震災」を「風水害」に ●「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第38節	ボランティアの受入れ体制	478	
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	480	
第40節	災害救助法の適用	481	